

民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査したものです。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりです。

ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

イ 民間企業における給与改定の状況等

ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

エ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ア及びイに関する調査です。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)のア及びイに関する調査を先行して実施しました。各調査期間は、次のとおりです。

・(1)のア及びイに関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)

・(1)のウ及びエに関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

3 調査機関

人事委員会及び人事院

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の常勤の従業員を有する県内の民間事業所のうち農業、林業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、福祉及びサービス業に分類された909事業所(母集団)

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外しました。

(2) 事業所の抽出

(1)に該当した事業所を組織、規模等によって12層に層化し、これらの層から184事業所を無作為に抽出しました。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第18表のとおりです。

(3) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行いました。

第16表 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模 全規模	企業規模			事業所規模		
		500人以上	499～100人	99～50人	500人以上	499～100人	99～50人
産業計	165	55	76	34	5	78	82
農業，林業							
建設業	14	3	6	5		3	11
製造業	109	32	56	21	4	62	43
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業，郵便業	17	7	5	5		5	12
卸売業，小売業	3	2	1				3
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	2	2				1	1
教育，学習支援業， 福祉，サービス業	20	9	8	3	1	7	12

(注)1 上記のほか、調査不能の事業所が19箇所ありました。

2 調査対象事業所184所に占める調査完了事業所165所の割合（調査完了率）は、89.7%です。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サー
ビス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）です。

第17表 給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係員	32.9 %	14.6 %	— %	52.5 %
課長級	24.8	13.5	—	61.7

第 18 表 定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中	定期昇給 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	89.1	87.0	25.2	18.9	42.9	2.1	10.9
課 長 級	79.1	76.2	20.2	14.8	41.2	2.9	20.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第 19 表 家族（扶養）手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		87.0%
配偶者に家族手当を支給する		(87.1%)
家族手当制度がない		13.0%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	11,419円
	配偶者と子1人	18,675円
	配偶者と子2人	25,395円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合です。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

備考 職員の扶養手当の支給月額は、子 10,000円、子以外は1人につき6,500円（行政職給料表8級以上相当の場合は3,500円）です。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算されます。

第20表 特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	352,766 円
	上半期 (A ₂)	352,418
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	747,511
	上半期 (B ₂)	796,081
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.12 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.26
	年間計	4.38

(注) 1 技能・労務関係職種以外の職種の従業員についての支給状況です。

2 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間です。

第21表 冬季賞与の配分状況

区分	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
元年冬季	% 53.7	% 46.3	% 47.4	% 52.6	% 46.8	% 53.2

第22表 定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	86.9 %	13.1 %	— %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目		給与減額なし %
	給与減額あり %	60歳で減額 %	
課 長 級	56.6	42.9	43.4
非 管 理 職	56.6	31.6	43.4

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含みます。
(第24表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合です。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
70.3	69.4

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合です。